

## 条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月18日	
条例の題名	三重県国営土地改良事業負担金等徴収条例	公 布 日	昭和61年3月31日	
条 例 番 号	昭和61年三重県条例第6号	直 近 改 正 日	平成4年3月27日	
所管部局課	農林水産部農業基盤整備課	電 話 番 号	059-224-2554	
条例の概要	県が徴収する土地改良法第90条第2項の規定による負担金及び法第90条の2第1項の規定による特別徴収金について、必要な事項を定めるものである。		条例の 類型	法執行型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容	
必 要 性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	県が徴収する負担金等について、必要な事項を定めるものであり、必要である。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	今後も受益者から負担金等を徴収するため、県の関与が必要である。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	いいえ	既に負担金等の徴収が完了している事業の記載がある。	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。)	はい		
適 法 性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい		
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい		
有 効 性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい		
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい		
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	現状、土地改良法第90条第1項により定められた条例に基づき受益者から徴収しているため、廃止できない。	
効 率 性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
公 平 性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい		
そ の 他	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点 検 ・ 見 直 し 結 果	理 由	特 記 事 項		見直しに 関する規 定の有無
	改正を 検討す る。	既に負担金の徴収が完了している事業(国営青蓮寺土地改良事業、国営宮川用水土地改良事業)の記載があるため、条例の改正を検討する。		無
				有効期限 に関する 規定の有 無
				無